

事 務 連 絡

令和 2 年 3 月 31 日

岐阜県 民生主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた福祉関係施設への
経営資金融資について（周知依頼）

平素より、社会福祉施設等の適切な運営にご尽力いただきまして厚く御礼申し上げます。独立行政法人福祉医療機構では、社会福祉施設等を整備する際に必要となる設置・整備資金や経営資金を長期・固定・低利で融資しており、令和2年3月10日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった社会福祉施設等に対する融資について」（別添「（参考）事務連絡」）のとおり、新型コロナウイルス感染症により、当該施設の責に帰することができない事由で機能停止等になった場合の経営資金については、通常の融資条件から貸付利率の引き下げ等の優遇措置を講じた融資（以下「優遇融資」という。）を行っております。

この度、新型コロナウイルス感染症により休業や事業を縮小した社会福祉施設等が必要に応じて本優遇融資を活用できるよう、独立行政法人福祉医療機構において、周知のためのチラシを作成いたしましたので、管内の市区町村や関係機関、社会福祉施設等に対する周知について、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

※ 本優遇融資の対象施設については、社会福祉事業（社会福祉法第2条第2項、第3項）であれば基本的に対象になってきますので、幅広く周知いただけると幸いです。

【担当連絡先】

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課振興係

代表電話：03-5253-1111（内線 2866）